

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十条の三の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（案）について

1. 改正の趣旨

- 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高確法」という。）第 118 条の規定により、毎年度、社会保険診療報酬支払基金が各保険者から徴収することとされている後期高齢者支援金の額は、高確法第 119 条において、概算後期高齢者支援金、確定後期高齢者支援金及び後期高齢者調整金額により算定することとされている。

高確法第 121 条第 1 項の規定により、確定後期高齢者支援金の算定に用いることとされている確定後期高齢者支援金調整率については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成 19 年政令第 325 号。以下「算定政令」という。）第 25 条の 3 第 1 項の規定により、各保険者の特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）の実施状況等に応じて加算又は減算される制度（以下「加算・減算制度」という。）とされている。
- このうち確定後期高齢者支援金調整率の減算の対象となる保険者（以下「減算対象保険者」という。）の基準については、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成 19 年厚生労働省令第 140 号）において、特定健康診査等の事業の取組状況及び改善状況等を勘案し、厚生労働大臣が定めることとされている。
- 加算・減算制度については、新経済・財政再生計画改革工程表 2023（令和 5 年 12 月 21 日閣議決定）において、「総合評価指標の見直し等により、保険者の予防・重症化予防・健康づくりの取組を推進。」とされているところ、今般、2025 年度から 2026 年度における確定後期高齢者支援金調整率の減算対象保険者の基準について所要の改正を行うもの。

2. 改正の内容

2025 年度から 2026 年度における減算対象保険者の基準について、以下のとおりとする。

- ① 次に掲げる取組を実施していること。
  - (1) 特定健康診査の結果の閲覧用ファイルを月次で社会保険診療報酬支払基金に提出していること。
  - (2) 40 歳未満の事業主健診データの事業主への提供依頼を行っていること。
  - (3) 事業主を通じた情報発信や医療費通知の発送時等に、マイナンバーカードの健康保険証利用に係るメリットや初回登録の手順について周知・広

報を行っていること。

- ② 次に掲げる保険者の種類に応じて、特定健康診査等の実施率が次に掲げる率以上であること

【特定健康診査】

- (1) 健康保険組合（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 11 条第 1 項の規定により設立されたものに限る。以下「単一型健康保険組合」という。）及び共済組合 81/100
- (2) 健康保険組合（健康保険法第 11 条第 2 項の規定により設立されたものに限る。以下「総合型健康保険組合」という。）、日本私立学校振興・共済事業団及び算定政令第 25 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により厚生労働大臣が定める組合 76.5/100

【特定保健指導】

- (1) 単一型健康保険組合及び共済組合 30/100
- (2) 総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団及び算定政令第 25 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により厚生労働大臣が定める組合 15/100

- ③ 次に掲げる取組を実施していること。

- (1) 健康スコアリングレポート等を用いた事業主の経営者との健康課題の共有を行っていること。
- (2) 事業主と連携したデータヘルス計画や健康宣言の策定を行っていること。
- (3) 健康課題解決に向けた事業主と共同での（もしくは、役割分担を明確化し連携を行う）事業を実施していること。
- (4) 就業時間中に特定保健指導が受けられるよう事業主による配慮がなされていること。

- ④ 加入者における後発医薬品（保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 15 号）第 20 条第 2 号ニに規定する後発医薬品をいう。）の使用割合が次に掲げる率以上であること。

後発医薬品の使用割合の基準値 80/100

- ⑤ 総合評価指標（別紙）の合計点数が、全保険者の上位 20%に該当すること。

### 3. 根拠条文

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額

の算定等に関する省令第 40 条の 3

4. 適用日等

告示日：令和 8 年 9 月 1 日（予定）

適用日：令和 9 年 4 月 1 日